

退 学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、玉川大学の学生ではなくなります。

●退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末

■「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退 学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条 (p.287) 参照			

*当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、依願退学の手続きができません。
この場合、納入期限を待って除籍となります。

●学費の取扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

《書き方見本》

《退学手続きの流れ》

- 学級担任に相談
- ↓
- 授業運営課で「退学願」を受け取る
- ↓
- 必要事項を明記
- ↓
- 授業運営課へ提出
*学生証と通学証を返却
- ↓
- 教授会にて審議
- ↓
- 「退学承認通知」を保証人住所宛に郵送

除 籍

除 籍

学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合 (学則第9条)
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合 (学則第38条第3項)
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合 (学則第28条第3項)
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合